

琵琶湖海区漁業調整委員会について

琵琶湖海区漁業調整委員会は、地方自治法ならびに漁業法に基づき県に設置された行政委員会です。海区委員会では琵琶湖および周辺の内湖など^{※1}で営まれる漁業に関する事項を処理します。（これ以外の河川・湖沼に関する事項は滋賀県内水面漁場管理委員会が処理します）

1. 主な職務・権限等

- 漁業権（えり、やな、四手網等）の漁場計画策定、免許および取り消し等を行う場合に知事が意見を聞く。
- 漁業許可^{※2}の制限措置の内容・申請期間・基準の設定、許可しない場合や取り消し等を行う場合に知事が意見を聞く。
- 漁業調整規則を改正等する場合に知事が意見を聞く。
- 水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のために、関係者に対して水産動植物の採捕等に関する制限または禁止等の指示（委員会指示）をすることができる。

2. 委員の定数

10名（漁業者委員：7名、学識委員：1名以上、中立委員：1名以上）

3. 委員に関する諸規定

- 身分：滋賀県の特別職
- 任期：4年（令和7年4月1日～令和11年3月31日）
- 辞任：正当な理由があるときは、知事と委員会の同意を得て辞任することができる。
- 失職：①破産手続き開始の決定を受けた場合 ②禁錮以上の刑に処せられた場合。
- 罷免：非行があった場合など議会の同意を得て罷免できる。
- 会議：定員の過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 会長：互選（自動的に全国海区漁業調整委員会連合会の理事になります。）

※1 堅田内湖、平湖、柳平湖、北沢沼、西の湖（周辺の水郷含む）、大中の湖埋立残存水面のうち東部承水溝、蓮原池、尾上野田沼、松の木内湖、乙女が池 その他河川の河口部付近等

※2 えびたつべ、よし巻、かご、竹筒、延縄、引縄釣、追いさで、沖すくい、刺網、沖曳網、貝曳網、一部のえり・やな

令和6年度琵琶湖海区漁業調整委員会議事一覧

令和6年度	第601回 (R6.4.18)	諮問事項	漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について 漁業の許可の基準について
		協議事項	ビワマス遊漁にかかる承認制度について
		報告事項	アユ資源の状況について
	第602回 (R6.6.21)	諮問事項	漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について 漁業の許可の基準について
		協議事項	ビワマス遊漁承認制度にかかる意見募集結果について
		報告事項	アユ資源の状況について
	第603回 (R6.8.22)	諮問事項	漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について
		協議事項	ビワマス遊漁にかかる承認制度について ビワマス遊漁の承認に係る標旗の交付の手数料について
		報告事項	ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る調整規則改正について アユ資源の状況について
	第604回 (R6.10.16)	諮問事項	漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について
		報告事項	アユ資源の状況について
	第605回 (R7.2.7)	諮問事項	滋賀県漁業調整規則の改正について
		報告事項	ビワマス遊漁承認制度の状況について アユの資源状況について
	第606回 (R7.3.5)	諮問事項	漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について
		協議事項	コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について
報告事項		アユの資源状況について 令和7年度栽培漁業実施計画について	